建　築　協　定　の　手　続　き

①協定区域　②有効期間　③協定内容

街づくりのための十分な話し合い

④違反があった場合の措置を定める

事前相談（特定行政庁）

建築協定書の作成（法７０条）

（土地の所有者等の全員の合意が必要）

協定者の代表者によって認可申請
（法７０条）

※ 変更認可申請も以下同じ
（法７４条）

受付・公告・関係人の縦覧
（法７１条）２０日以上

公開による意見の聴取
（法７２条）関係人の出頭を求める

認可（法７３条）

公告（法７３条）
一般人対象

一般の縦覧（法７３条）

認　可　書　の　受　領

認可書の写しを協定者へ配布

協定を守り住みよい街づくり